

事 務 連 絡
令和7年8月18日

都内医療機関管理者 殿

東京都保健医療局感染症対策部長

今夏の新型コロナウイルス感染症等の感染拡大に備えた
保健・医療提供体制の確認等について（周知）

日頃より、都の医療施策及び感染症対策に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和7年8月7日付けで、厚生労働省医政局等から都道府県宛てに、事務連絡「今夏の新型コロナウイルス感染症等の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確認等について」（以下、「国事務連絡」という。）が発出され、今夏の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の留意事項等の通知がありました。

この国事務連絡に基づき、都内における医療機関への周知事項等を下記のとおりまとめましたので、お知らせします。

夏には、新型コロナウイルス感染症をはじめ、夏風邪の代表である手足口病、ヘルパンギーナ、咽頭結膜熱など（以下、「新型コロナ等」という。）の患者が増加する傾向にあります。今夏の感染拡大局面にも対応できるよう、幅広い医療機関による新型コロナ等の患者の受入れや地域における病診連携の促進について、引き続き御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 医療提供体制に関する基本的な考え方

（1） 外来医療体制について

○基本的考え方

感染拡大に備え、各医療機関においては、新型コロナ等の診療に対応できるよう、発熱等の症状を有する患者を受け入れるための適切な準備等（院内感染対策等）を行うとともに、それでもなお診療が困難な場合には、少なくとも診療可能な医療機関への適切な案内・紹介等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、院内感染対策の例は「新型コロナウイルス感染症COVID-19診療の手引き」（以下「診療の手引き」という。）においても、記載されているため、適宜御活用ください。

（参考）「新型コロナウイルス感染症COVID-19診療の手引き第10.1版」（p.59～64）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001248424.pdf>

(2) 入院医療体制について

①基本的考え方

入院医療体制については、幅広い医療機関において感染拡大に備え、各医療機関における自院での入院受入れを前提とした体制の構築を進めるとともに、それでもなお入院受入れに困難な状況が生じた場合には、入院可能な医療機関への適切な紹介をお願いします。

②地域における医療機関間の入院調整・連携について

新型コロナウイルス感染症にかかる入院先の決定（入院調整）については、令和5年5月8日以降、他の疾患と同様に入院の要否を医療機関が判断し、医療機関間での調整を基本とする仕組みに移行しています。新型コロナ等にかかる円滑な入院調整を行うため、症状悪化の際の転院（いわゆる上り搬送）を担う医療機関、症状軽快の際の転院（いわゆる下り搬送）を担う医療機関、特別な配慮が必要な患者（妊産婦、小児、障害児者、認知症患者、がん患者、透析患者、精神疾患を有する患者、外国人等）の受入れを担う医療機関など、各医療機関の地域における役割に応じた積極的な受入れをお願いします。

医療機関間の下りの転院調整に当たっては、都全域の回復期病院に受入のアプローチが可能な「東京都多職種連携ポータルサイト」も御活用ください。

（参考）東京都多職種連携ポータルサイト（東京都保健医療局HP）

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/zaitakuryouyou/t-portal2.html

また、救急患者の搬送件数が増加傾向にあり、限りある救急車の適切な運用を図る必要があります。患者の状況を踏まえ、医療機関で保有する病院救急車や民間救急車（患者等搬送事業）を活用するようお願いします。

（参考）

- ・転院搬送における救急車の適正利用について（東京消防庁 HP）

https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/kyuu-adv/tksei_teninhansou.htm

- ・「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」（平成28年3月31日付け消防救第34号消防庁次長、医政発0331第48号厚生労働省医政局長連名通知）
- ・「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」（令和7年6月30日付け消防救第217号消防庁次長、医政発0630第6号厚生労働省医政局長連名通知）

③院内感染対策の徹底

院内感染対策については、手指衛生の徹底、適切な个人防护具の着用、ゾーニングや室内換気の徹底が重要です。

こうした院内感染対策の例は「診療の手引き」においても、記載されているため、適宜御活用ください。

（参考）「新型コロナウイルス感染症COVID-19診療の手引き第10.1版」（p.59～64）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001248424.pdf>

2 高齢者施設・障害者施設等への医療提供等

高齢者施設・障害者施設等の協力医療機関等におかれては、新型コロナ等の感染拡大に備え、これまでに構築した高齢者施設・障害者施設等との連携体制を引き続き確保していただくとともに、高齢者施設・障害者施設等からの求めに応じて往診等の医療の提供及び感染対策に関する助言等をお願いします。

3 感染状況の把握・G-MISの活用について

新型コロナ等の感染状況については、都内の定点医療機関（小児科・内科・基幹）からの報告により把握しており、引き続き定点把握による発生動向調査を継続します。

なお、今後の流行状況に応じて、医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力をお願いする場合があります。その際は改めて御連絡します。

最新の感染状況については、こちらのウェブサイトで御確認ができます。

（参考）東京都感染症情報センター

<https://idsc.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/>

4 医薬品について

新型コロナ等の感染拡大に対応し、必要な患者に医薬品が広く行き渡るよう、医療機関及び薬局におかれては、治療薬や対症療法薬として使用される経口抗ウイルス薬、解熱鎮痛薬、鎮咳薬（咳止め）、去痰薬、トラネキサム酸の過剰な発注を控え、当面の必要量に見合う量のみ御購入いただくとともに、治療薬や対症療法薬の供給状況によって、他社製品や代替薬の使用の御検討をお願いします。あわせて、薬局におかれては、治療薬や対症療法薬について、薬局間の連携による供給や需給状況を踏まえた適切な在庫の確保をお願いします。

なお、医療用医薬品の供給状況は、厚生労働省のウェブサイトをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kouhatsu-iyaku/04_00003.html

また、厚生労働省が設置している「医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口」も御活用ください。

5 抗原定性検査キットについて

新型コロナの抗原定性検査キットについては、感染拡大に備える観点から、医療機関や薬局におかれては、これまでの感染拡大における必要数を踏まえ、過剰な発注をお控えいただき、計画的な発注をお願いします。また、供給状況によっては、他社製品の使用の御検討をお願いします。

各製造販売業者の在庫状況等は、厚生労働省のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001335725.pdf>

【担当】

東京都保健医療局感染症対策部

(外来診療体制に関すること)

医療体制整備課 協定調整担当 03 (5320) 5957

(入院医療体制に関すること)

医療体制整備課 協定調整担当 03 (5320) 4528

(医薬品に関すること)

計画課 計画調整担当 03 (5320) 5896

(抗原定性検査キットに関すること)

医療体制整備課 医療体制担当 03 (5320) 4320